

個人情報保護指針

社会福祉法人 希望の里（以下「当法人」と言います。）では、福祉、及び、介護事業運営の為に、利用者の皆様から個人情報を取得し、保有・利用させていただいております。

当法人では、個人情報について下記の通り取り扱っています。

個人情報の取り扱いに対する基本姿勢

当法人は個人情報保護法及び、厚生労働省の個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスの趣旨を尊重し、法人として「個人情報保護指針」を定めています。

この方針に則り、個人情報の取り扱いについては厳正な管理の元で行っています。

個人情報の取得及び、利用目的

当法人は、利用者様及び御家族様から個人情報を取得するにあたって、予めその利用目的を明らかにし、必要な範囲内で適切な方法により取得します。

取得した個人情報は、当法人の福祉及び、介護サービスの提供の為に、専ら利用者様の福祉を第一義の目的として必要な範囲内で利用させていただきます。

(1) 利用者様への介護サービス提供に必要な場合

(イ) 事業所内部での利用

- ・利用者様へのサービス提供
- ・介護保険事務
- ・事業所内部での管理運営業務（利用者台帳・会計・経理等管理運営に関する事）
- ・事故等の報告

(ロ) 他の事業所等への情報提供を伴う利用

- ・居宅介護支援事業者や居宅サービス事業者、医療機関等との連絡や調整
- ・居宅介護支援事業者や居宅サービス事業者とのサービス担当者会議、ケースカンファレンスなどでの連携や照会への回答
- ・介護保険施設入所時の照会への回答
- ・緊急時における御家族、医療機関への連絡
- ・審査・支払機関へのレセプト提出
- ・保険者、行政機関への届け出、相談、照会への回答、実地指導時の協力
- ・利用料受領事務の委託

- ・損害賠償保険等に係る保険会社等への相談、又は届け出
- ・第三者評価機関による事業所のサービス内容評価を受ける場合
- ・外部監査機関に監査を受ける場合
- ・学生などの実習、研修の受け入れへの協力
- ・ボランティアの受け入れ

(2) その他

事前にその利用目的や内容、情報範囲を書面にて説明し、署名にて同意を頂いた場合、特定された利用目的に沿って、以下に利用させていただきます。

- ・研修での事例発表
- ・事務所の広報及び、啓発活動

法令の規定に基づく場合及び、別途利用者様の同意を頂いた場合を除き、上記目的以外の利用は致しません。

個人情報の第三者への提供

当法人は、法令に定められている場合を除き、個人情報を利用者様の承諾なく、また正当な理由なく契約者様以外の方に提供する事はありません。

個人情報の保護対策

当法人は、利用者様の個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などの防止に関わる安全対策を講じています。

契約者様から利用者様の個人情報についての開示、訂正、削除等の申し出があった場合、お申込者が契約者様からであることを確認の上、お申し出に対して合理的な範囲内で速やかに対処いたします。

問い合わせ窓口について

当法人の個人情報保護指針に関して、ご質問や利用者様の個人情報のお問い合わせは、各事業所責任者へ申し出て下さい。

※ この指針で言う契約者とは、利用契約に際し契約書へ署名された利用者、身元引受人、代理人、家族代表等を言います。

令和1年9月17日
社会福祉法人 希望の里
理事長 田川 徹

社会福祉法人希望の里 個人情報保護規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、個人の尊厳を最大限に尊重するという基本理念のもと、社会福祉法人希望の里（以下、「法人」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いに関して必要な事項を定めることにより「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関連法令等を遵守することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合する事ができ、それにより特定の個人を識別できるものをいう。

ロ 個人識別符号が含まれるもの

2 個人識別符号

イ 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ロ 対象者ごとに異なるものとなるように、個人に提供される役務の利用、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の利用者は発行を受ける者を識別することができるもの（旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号、被保険者証の記号番号等）

3 要配慮個人情報

人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪被害情報その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないように特に配慮を要するもの

4 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

イ 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索する事が出来るように体系的に構成したもの

ロ イに掲げるもののほか個人情報を一定の規則に従って整理する事により特定の個人情報を容易に検索する事が出来るように体系的に構成した情報の集合物であつて、

目次、索引、その他検索を容易にするためのものを有するもの

5 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。

6 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

7 保有個人データ

法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行う事の出来る権限を有数する個人データであって、その存否が明らかになることにより、公益その他の利害が害されるものとして次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶ恐れがあるもの

ロ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ハ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

ニ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

8 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

第3条 法人は、個人情報、個人の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

(適用範囲)

第4条 本規程は、コンピュータ処理がなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、法人において処理されるすべての利用者の個人情報、個人データ及び保有個人データ（以下「個人情報等」という。）の取り扱いにつき定めるものとする。

第2章 個人情報等の取り扱いについて

第1節 個人情報等の利用について

(利用目的の特定)

第5条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用の目的（以下「利用目的」とい

う。)をできる限り特定するとともに、それを公表する。

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

(利用目的による制限)

第6条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

- 2 法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継する事に伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合においては、適用しない。

イ 法令に基づく場合

ロ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

ハ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

ニ 国もしくは、地方公共団体に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

(適正な取得)

第7条 法人は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。

- 2 本法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

イ 法令に基づく場合

ロ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ハ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

ニ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

ホ 当該要配慮者個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関、国内若しくは外国の放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関、著述を業として行う者、大学その他の学術研究を目的とする機関・団体又はそれらに属する者、宗教団体、政治団体により公開されている場合

へ 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取

得する場合

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表する。

- 2 法人は、前項の規定に関わらず、本人との間で契約を締結する事に伴って契約書及びその他の書面（住民票、通帳、年金手帳等、あるいは電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識する事が出来ない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。
- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表する。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - イ 利用目的を本人に通知し、又は公表する事により本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。
 - ロ 利用目的を本人に通知し、又は公表する事により法人の権利又は当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
 - ハ 国若しくは地方公共団体に協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表する事により当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
 - ニ 取得の状況から見て利用目的が明らかであると求められる場合

(不適正な利用の禁止)

第9条 個人情報は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用してはならないものとする。

(第三者提供の制限)

第10条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないものとする。

- イ 法令に基づく場合
- ロ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ハ 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。
- ニ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行

することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

イ 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

ロ 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

ハ 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 前項第3号に規定する個人データの管理について責任を有する者の氏名、名称若しくは住所又は法人にあってはその代表者の氏名に変更があったときは遅滞なく、同号に規定する利用する者の利用目的又は当該責任を有する者を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 法人は、個人データを第三者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。以下この条及び次条において同じ。)に提供したときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が前条第1項各号に該当する場合は、この限りでない。

イ 前条第1項の本人の同意を得ている旨

ロ 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。

3 第1項の記録は、その作成日から3年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認及び記録)

第12条 法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第10条第1項各号に該当

する場合は、この限りでない。

- イ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
 - ロ 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項第1号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法により行い、前項第2号に掲げる事項の確認は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法により行う。
- 3 法人は、第1項の規定による確認を行ったときは、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。
- イ 本人の同意を得ている旨（個人情報取扱事業者以外の第三者から個人データの提供を受けた場合を除く。）
 - ロ 第1項各号に掲げる事項
 - ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足る事項
 - ニ 当該個人データの項目
- 4 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。
- 5 第3項の記録は、その作成日から3年間保存しなければならない。

第2節 個人情報等の登録・保管・廃棄について

（データ内容の正確性の確保）

第13条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを滞滞なく消去するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第14条 法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のために必要な措置として、次に掲げる適切な措置を講じる。この場合において個人データには、個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。

- イ 個人情報保護に関する規程の整備及び公表
- ロ 個人情報保護推進のための組織体制等の整備
- ハ 個人データの漏えい等の問題が発生した場合等における報告連絡体制の整備

- 二 雇用契約締結時における個人情報保護に関する規程の整備
- ホ 従業者等に対する教育研修の実施
- へ 物理的安全管理措置
- ト 技術的安全管理措置
- チ 個人データの適切な保存
- リ 不要となった個人データの廃棄及び消去

(文書等管理に関する規程の整備)

第15条 法人は、文書等の登録・保管・廃棄に関し、前二条の趣旨に照らし必要な事項について規程を別途定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

第3節 職員の監督

(職員に対する指導・監督)

第16条 法人は、第2章第1節及び第2節の各規定に係る各事項を具体的に実践するために必要な事項について規程を別途定め、全ての職員にこれを遵守させるものとする。

2 法人は、職員が個人情報等を取り扱うに当たり、これが適切に行われるよう監督を行う。

第4節 委託先の監督

(委託先の監督)

第17条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、個人データを適切に取り扱っている事業者を委託先に選定するとともに、取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行う。

(委託に伴う措置)

第18条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先との契約書に明記することにより、個人データの保護に関して委託先に次に掲げる義務を課さなければならない。

- イ 第14条に定めるのと同等の安全管理措置を講じること
- ロ 従業者等の監督
- ハ 委託した事業の再委託の禁止
- ニ 委託した事業を遂行する目的以外の個人データの使用禁止
- ホ 個人データの複写及び複製の制限
- へ 個人データの取扱い状況の定期的な報告及び説明
- ト 個人データの取扱い状況を委託者が確認することに応じること

- チ 個人データの取扱いが適切でない場合に委託者による改善の申入れに応じること
- リ 守秘義務（従業者等がその職を退いた後を含む。）
- ヌ 個人データの第三者提供の制限
- ル 個人データの返還及び廃棄若しくは消去
- ヲ 事故発生時における報告及び適切な措置

第5節 個人データの漏えい等の報告等

（漏えい等事案に対する措置）

第19条 法人は、個人データの漏えい等又はそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」という。）が発覚した場合は、漏えい等事案の内容に応じて、次に掲げる事項について必要な措置を講じる。

- イ 理事長その他の責任者への報告及び被害の拡大防止
- ロ 事実関係の調査及び原因の究明
- ハ 前号で把握した事実関係による影響範囲の特定
- ニ 第2号の結果を踏まえた再発防止策の検討及び実施

（漏えい等事案の報告及び本人への通知）

第20条 法人は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、次に掲げる漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を個人情報保護委員会に報告する。

- イ 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ロ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ハ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データ（法人が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ニ 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 法人は、前項に規定する漏えい等事案が生じたときは、法令の規定に従い、当該事態が生じた旨その他の事項を本人に通知する。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第6節 本人関与のしくみ

(保有個人データに関する事項の公表等)

第21条 法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

イ 法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

ロ 全ての保有個人データの利用目的（第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）

ハ 次項の規定による求め又は次条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、第23条第1項若しくは第24条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求に応じる手続（第27条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）

ニ 保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）

ホ 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

ロ 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示)

第22条 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データについて、次に掲げるいずれかの方法による開示を請求することができる。

イ 電磁的記録の提供による方法

ロ 書面の交付による方法

2 法人が前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、前項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあつては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

イ 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

ロ 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

ハ 他の法令に違反することとなる場合

- 3 法人が第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について開示しない旨の決定をしたとき、当該保有個人データが存在しないとき、又は本人が請求した方法による開示が困難であるときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。
- 4 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。）以外の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、当該法令の規定に定めるところによる。
- 5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第11条第1項及び第12条第3項の記録（以下「第三者提供記録」という。）について準用する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - イ 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - ロ 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - ハ 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - ニ 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

（訂正等）

- 第23条 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求することができる。
- 2 法人が前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。
 - 3 法人が第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（利用停止等）

- 第24条 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第6条若しくは第9条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第7条の規定に違反して取得された

ものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

- 2 法人が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 16 条第 1 項の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 法人が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データを法人が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第 20 条第 1 項に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データ利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。
- 6 法人が前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 7 法人が第 1 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（理由の説明）

第 25 条 法人が、第 21 条第 3 項、第 22 条第 3 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 23 条第 3 項又は前条第 7 項の規定により、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異

なる措置をとる旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

(開示請求等に応じる手続)

第26条 第21条第2項の規定による求め又は第22条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)、第23条第1項若しくは第24条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者は、法人に対し、法人所定の保有個人データ開示等請求書を提出しなければならない。

- 2 開示請求等をする者は、法人に対し、自己が当該開示請求等に係る保有個人データの本人であることを証する書面を提出又は提示しなければならない。
- 3 法人は、本人に対し、開示請求等に関し、その対象となる保有個人データ又は第三者提供記録を特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、法人は、本人が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該保有個人データ又は当該第三者提供記録の特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとるものとする。
- 4 開示請求等は、本人が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人、又は開示請求等を行うことにつき本人が委任した代理人によって行うことができる。
- 5 前項の代理人によって開示請求等をするときは、当該代理人は、法人に対し、その代理権限を証する書面を提出しなければならない。

(手数料)

第27条 法人が第21条第2項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第22条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる。

- 2 前項に規定する手数料の額は、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において定めるものとする。

第7節 法人に対する相談・苦情への対応

(法人による相談・苦情の対応)

第28条 法人は、個人情報の取り扱いに関する相談・苦情の適切かつ迅速な対応に努める。

- 2 法人は、前項の目的を達成するために、施設に個人情報相談窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

第3章 個人情報管理に向けた体制

(個人情報管理)

第29条 法人は、法人に個人情報統括責任者、施設に個人情報管理責任者を置く。また、個人情報管理責任者は実務者として各部署に個人情報管理者を指名できる。

- 2 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は個人情報の保護に関し、内部規程の整備、安全対策及び教育・訓練を推進し、かつ、周知徹底することを任務とする。
- 3 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、この規程に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取得、利用、提供又は委託処理につき、全ての職員にこれを理解させ、遵守させなければならない。
- 4 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、個人データの安全管理措置について定期的に自己評価を行い、見直しや改善を行う。
- 5 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、個人情報漏えい等の問題が発生した場合において、法人の理事長及び施設長に報告・協議し、二次被害の防止対策を講じると共に、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係を公表するとともに、都道府県等の所管課にすみやかに報告する。

附則

この規程は平成17年 4月 1日より施行する。

この規程は平成30年 4月 1日より施行する。

この規程は平成30年 9月25日より施行する。

この規程は令和 4年 4月 1日より施行する。

この規程は令和 6年 4月 1日より施行する。